

令和8年度 日野市行財政改革推進委員会 下水道使用料改正案に関する意見書

（対象事業等）

- 下水道使用料の改定案について

日野市行財政改革推進委員会

下水道使用料の改定案に対する意見について

日野市行財政改革推進委員会では、市長の依頼に基づき、下水道使用料に関する事項について会議を実施、委員会の中で意見を取りまとめ、市長に意見及び助言をするものである。

令和8年8月3日

日野市長 古賀 壮志 様

日野市行財政改革推進委員会

委員長 金子 憲

副委員長 桜井 隆二

委員 相川 孝史

委員 和田 正人

(※委員は五十音順)

1 議事

本委員会にて審議した議事のうち、手数料及び使用料に関する議事は次の1件である。

議事	内容
第6号	下水道使用料の改定案について

2 意見内容

本議案について検討した結果を以下に示す。市長はこの内容を参考とし、方針を決定されたい。

議事	内容	検討結果
第6号	下水道使用料の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であるとする。

なお、審議した具体的な案は、別紙のとおりである。

上記の検討結果は「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（令和8年4月15日最終改正。以下、「ガイドライン」という。）」の基本的な考え方や見直しフローに基づいて算定した下水道事業経営の財政シミュレーション結果などから判断したものである。

委員会の検討における意見は次項以降のとおりである。

3 本議事の詳細

(1) 議事第6号 下水道使用料の改定案について

① 下水道事業の現状

- 下水道事業については、地方公営企業として独立採算制に基づき経営を行っており、「污水私費、雨水公費」の原則により、污水处理に係る維持管理費と資本費のうち、総務省の繰出基準に定められた経費を控除した額を下水道使用料収入で賄うこととなっている。平成16年（2004年）4月の下水道使用料の見直し以降は、経営努力を重ねて20年以上、消費税率変更による改定を除き、現行の使用料金額を維持してきた。その間、令和2年度（2020年度）より公営企業会計を導入して、外部からの経営の「見える化」を実現して、経費回収率100%超を継続するなど、透明性の高い財政運営を行っている。しかし、令和4年度（2022年度）以降の資材価格や光熱水費、人件費（労務単価）高騰によって増加している下水道事業における費用負担（コスト増）が下水道事業の健全経営における大きな課題となっており、流域下水道維持管理負担金の単価見直しにより令和8年度より維持管理費は増加している。現行の料金体系を維持した場合、令和8年度より赤字経営となり、その赤字幅は年々拡大していきます。以上の現状を踏まえ、下水道事業の持続的運営と市民生活を支える安全な基盤づくりのため、適正な下水道使用料への見直しが必要となった。

② 改定内容

- 令和9年（2027年）4月より下水道使用料を平均改定率25.48%で増額する。

污水の種別	汚水量	使用料	現行	改定後	増加額	改定率
一般污水	8 m ³ 以下の分	1 m ³ につき	560 円	710 円	150 円	26.79%
	8 m ³ を超え 20 m ³ 以下の分		110 円	135 円	25 円	22.73%
	20 m ³ を超え 30 m ³ 以下の分		140 円	175 円	35 円	25.00%
	30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の分		170 円	215 円	45 円	26.47%
	50 m ³ を超え 100 m ³ 以下の分		200 円	255 円	55 円	27.50%
	100 m ³ を超え 200 m ³ 以下の分		230 円	295 円	65 円	28.26%
	200 m ³ を超え 500 m ³ 以下の分		270 円	345 円	75 円	27.78%
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ 以下の分		310 円	395 円	85 円	27.42%
	1,000 m ³ を超える分		345 円	440 円	95 円	27.54%

③ 改正の理由

- 経費回収率100%超（事業の独立採算性と持続可能性を示す重要な指標）を維持することで、地方財政法や地方公営企業法に定める独立採算制による経営を継続するため。
- 流域下水道維持管理負担金（水再生センター污水处理費用）の40.16%引き上げへの対応（日野市が東京都へ支払う負担金は約3億円の増加）のため。
- 物価高騰、労務単価や金利の上昇等による収益的収支の状況悪化への対応のため。（労務費の適正な価格転嫁を行い、労働者の権利や生活を守り健全な労働環境を維持するため）
- 自然災害対策・大規模事故を未然に防ぐ対策（予防保全）として、耐用期間の迫る下水道施設を計画的に更新する下水道施設管理体制の維持のため。

④ 今後の取組

- 使用者の理解が得られるよう、様々な広報媒体を活用して十分な情報提供を行う。
- おおむね5年に1度、経営戦略の中間見直しの際に料金体系と経営状況を分析し、料金体系の見直しの必要性は常時確認する。
- 更新投資や資金収支の検証を積極的に行い、合理的で健全な事業運営を図る。
- 補助金の確保などの経営努力も継続的に行う。

⑤ 委員の個別意見

- 下水道使用料の改定はやむを得ない考える。市民への説明に当たっては、東京都の流域下水道維持管理負担金の引上げや物価高騰など、改定に至る背景を分かりやすく丁寧に伝えることが重要である。
- 市民意見募集に用いた資料は情報量が多く、市民にとって理解しやすい内容となるよう工夫が必要である。下水道使用料の減免制度については、制度を維持するのであれば、その考え方や必要性について市民へ丁寧に説明していくことが望ましい。
- 料金改定後も、経営状況や改定効果について定期的に検証を行い、その結果を市民へ分かりやすく公表していくことが重要である。
- 日野市の下水道使用料は約20年間据え置かれてきたが、近年は物価高騰や東京都の流域下水道維持管理負担金の大幅な引上げなどにより、経営環境は厳しさを増している。今後も使用料収入のみでは污水处理費を賄えない状況が見込まれることから、安定的な下水道サービスの提供と受益者負担の公平性を確保するため、下水道使用料の改定は必要であると考え

⑥ 委員会の意見総括

- 行財政改革推進委員会として、下水道使用料の料金改定の必要性については、これを確認した。
- なお、下水道事業は、独立採算制を基本とし、企業経営の視点に立った不断の経営努力が求められる事業である。このため、本日の議論を踏まえ、本委員会として、企業努力、自主財源の確保、負担の公平性の確保に関し、以下の通り、付帯意見を付する。
- 料金改定に当たっては、市民の理解、とりわけ納得感を得ることが不可欠である。したがって、市民に負担増を求める前に、経費削減や業務見直しなどの経営努力を徹底するとともに、市民から「値上げありき」と受け止められることのないよう、その姿勢を明確に示し、具体的な経営努力の内容を可視化する必要がある。こうした取組を欠けば、行政による料金改定の説明は説得力を失い、安易に市民負担の増加に依拠しているとの批判を招くおそれがある。
- 下水道マンホールのふたを広告媒体として活用するマンホール広告など、既存の資産や制度を活用した多様な方策についても検討し、自主財源の確保に向けた取組を一層進める必要がある。
- 負担の公平性を確保する観点から、滞納者に対する厳正な対応を徹底し、徴収率の向上を図る必要がある。滞納への対応を十分に講じないまま、広く市民に追加的な負担を求めることは、負担の公平の観点から適切ではなく、市民の理解と納得を得ることも困難である。徴収率の向上を含め、負担の公平を確保するための取組を着実に進めるべきである。

4 委員会

(1) 委員会の開催経過

日程	内容
令和8年6月2日	令和8年度第1回日野市行財政改革推進委員会において、議事6「下水道使用料の改定について」に係る審議検討
令和8年7月3日～8月3日（書面開催）	意見書等の確認

(2) 委員名簿

敬称略、五十音順（◎委員長、○副委員長）

役割	氏名	内容
	相川 孝史	有識者
◎	金子 憲	学識経験者
○	桜井 隆二	公募市民
	和田 正人	公募市民

令和８年度日野市行財政改革推進委員会 下水道使用料改正案に関する意見書

作 成 日：令和８年（２０２６年）８月３日

作成：日野市行財政改革推進委員会

所管部署：日野市企画部企画経営課

〒１９１－８６８６

東京都日野市神明１－１２－１ 日野市役所

電話：０４２－５８５－１１１１（代表）

ご連絡先

電 話：０４２－５１４－８０６９（企画経営課）

F A X：０４２－５８１－２５１６

E-Ma i l：tokku@city.hino.lg.jp
